

電波監理審議会（第 1 1 3 1 回）議事録

1 日時

令和 6 年 7 月 3 1 日（水） 1 5 : 0 0 ~ 1 6 : 4 4

2 場所

総務省会議室（1 0 階 1 0 0 1 会議室）

3 出席者（敬称略）

（1）電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、
矢嶋 雅子

（2）審理官

古賀 康之、鹿島 秀樹

（3）総務省

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、赤阪 晋介（大臣官房審議官）、
飯倉 主税（総務課長）、佐伯 宜昭（放送政策課長）、
後白 一樹（放送政策課企画官）、増原 知宏（放送政策課室長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、荻原 直彦（電波部長）、
吉田 恭子（総務課長）、中村 裕治（電波政策課長）、
中川 拓哉（重要無線室長）、小川 裕之（移動通信課長）、
佐藤 輝彦（移動通信企画官）

（4）幹事

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）
宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

目 次

1. 開 会	1
2. 報告事項	
(1) 日本放送協会令和5年度決算の概要	1
(2) 放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）の概要	10
3. 諮問事項	
(1) 放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可（民間放送 事業者が行う放送の難視聴解消措置に対する日本放送協会の協 力義務の強化） （諮問第10号）	17
(2) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（5G中継局等の導入 及び4.9GHz帯における5Gの導入等に向けた制度整備） （諮問第8号）	21
(3) 周波数割当計画の一部を変更する告示案（4.9GHz帯における 5Gの導入等に向けた制度整備） （諮問第9号）	27
4. 報告事項	
(3) 4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための 特定基地局の開設指針案の意見募集の開始	29
5. 審議事項	
(1) 令和5年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz 超の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果案に対	

	する意見募集の結果	3 7
(2)	令和5年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波 の有効利用の程度の評価結果案に対する意見募集の結果 ...	4 6
6. 閉	会	5 0

開 会

○笹瀬会長 会長の笹瀬です。よろしくお願いします。それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項が3件、報告事項が3件、審議事項2件となっております。

初めに、先日の御異動で着任された方がいらっしゃるとお聞きしていますので、一言ずつ御挨拶をよろしくお願いします。

○豊嶋情報流通行政局長 7月5日付で情報流通行政局長を拝命しました豊嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○赤阪大臣官房審議官 同じく審議官を拝命しました赤阪と申します。よろしくお願いいたします。

○飯倉総務課長 同じく総務課長を拝命しました飯倉です。よろしくお願いします。

○佐伯放送政策課長 同じく放送政策課長を拝命いたしました佐伯でございます。よろしくお願いします。

○笹瀬会長 以上でよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

報告事項（情報流通行政局）

（1）日本放送協会令和5年度決算の概要

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。

まず報告事項の「日本放送協会令和5年度決算の概要」につきまして、後白

放送政策課企画官から御説明よろしく申し上げます。

○後白放送政策課企画官 放送政策課の後白でございます。よろしくお願いいたします。

NHK令和5年度決算の概要について御説明いたします。NHKの決算につきましては、放送法第74条第1項におきまして、事業年度経過後3か月以内に総務大臣に提出しなければならないとされておりまして、本日は本年6月末に提出されました令和5年度決算について御説明いたします。

資料1ページ目を御覧ください。予算との比較の表を掲載してございます。中央に令和5年度決算の数字、左側に令和5年度予算の数字、右側に令和4年度決算の数字を記載してございます。令和5年度、真ん中の決算のところを見ていただきますと、事業収支差金、マイナス280億円の赤字予算に対しまして、事業収入6,531億円、事業支出6,668億円、事業収支差金はマイナス136億円の赤字決算となっております。

事業収入につきましては、営業活動の結果といたしまして、令和5年度予算時の見込みと比較すると増加をしてございます。他方、令和4年度決算と比較いたしますと、令和5年10月に行われました受信料値下げの影響によりまして受信料収入が大きく減少している状況でございます。

次に、事業支出でございますけれども、令和5年度予算と比較すると減少してございます。国内放送費につきましては、令和6年能登半島地震の対応等のため、予算総則の適用によりまして、予備費の一部を国内放送費に充てるなどしてございます。資料には予算総則適用後の予算額を記載しておりますため、国内放送費の予算額と決算額は同額となっておりますけれども、当初予算額と比較しますと、国内放送費は90億円の増加ということでございます。

国際放送費でございますけれども、令和5年度予算と比較して減少しております。この要因は、既存番組の見直しなど効率的な番組制作によるものでござ

います。また、国内放送番組等配信費でございますけれども、令和５年度予算と比較しまして減少しておりますが、この要因は、総務省有識者会議におきまして、NHKのインターネット活用業務の在り方に関する検討が進められていたという状況を踏まえまして、新規の開発・改修を抑制したことによるものでございます。

表の下、令和５年度決算のポイントでございます。２ポツ目、受信料支払回数につきましては３，９４１万件となっており、令和５年度予算を作成した時点の見込みよりも４７万件増加したところでございます。ただし、令和４年度末との比較では６２万件減少しているところでございます。４ポツ目、渋谷の放送センターの工事等のための建設積立資産の残高１，６０５億円となっております。

次のページを御覧ください。還元目的積立金の状況でございます。還元目的積立金は、令和５年度４月の改正法施行時に、財政安定のための繰越金から１，９２０億円を積み立てました。その後、財政安定のための繰越金から、令和５年度の赤字補填のための１３６億円を使用し、残高は５６２億円となりましたけれども、放送法施行規則におきまして、財政安定のための繰越金の上限を翌事業年度の予算の事業支出の８％と定めてございまして、この上限の額５２７億円になりますけれども、これを超える分３４億円につきましては、令和５年度末におきまして、還元目的積立金に積み立てられました。これによりまして、還元目的積立金の令和５年度末における残高は１，９５４億円となっております。

次、その下でございますけれども、有料インターネット活用業務、いわゆるNHKオンデマンドにつきましては、令和５年度決算における事業収入が５８．１億円、事業支出が３６．６億円、事業収支差金が２１．５億円となっております。また、前年度まで

の繰越し欠損金 7.1 億円につきましては、今回の決算を受けて解消されました。残額の 14.3 億円につきましては一般会計へ繰り入れられてございます。

3 ページ目からは、業務報告書の概要でございます。業務報告書は放送法第 72 条第 1 項におきまして、事業年度経過後 3 か月以内に総務大臣に提出しなければならないとされているものでございます。幾つか主立ったものを御紹介させていただきます。

まず一番上のボックスでございますけれども、放送番組等の概況につきましては、国内放送 2 ポツ目、番組改定により、ニュース・報道番組を強化したほか、家族向けの時間を強化するなど刷新を図ったとしております。

また、3 ポツ目でございますけれども、ウクライナ情勢に関しましては、新設した報道番組等で最新の動きを放送したとしてございます。

5 ポツ目、令和 6 年能登半島地震の被災地での地上テレビジョン放送が視聴できない状況が発生したことを受けまして、BS 103 チャンネルで 1 月以降、石川県内の総合テレビの同時放送を行ったとしてございます。

また、営業及び受信関係業務の概況につきましては 1 ポツ目でございます。受信料の支払率ですけれども、78.6% となっております。

2 ポツ目、従来の巡回訪問を中心とした契約・収納活動から抜本的な構造改革によりまして、受信料の公平負担と営業の経費の削減に取り組んだとしてございます。

4 ポツ目、受信料の支払いにつきましては、支払督促の申立てに加えまして、未契約者について民事訴訟の提起を行ったとなっております。

次のページ、4 ページ目でございますけれども、まず、業務組織の概要及び職員の状況でございますけれども、1 ポツ目、経営委員の退任・任命がございまして、古賀委員を委員長に選出したということでございます。

4 ポツ目、令和 12 年度末までに CO₂ の排出量を平成 30 年比で 50% 削

減する新たなCO₂削減目標を定めたとしてございます。

6 ポツ目、女性職員の比率でございますけど、22.9%ということで、令和4年度末と比較して少し増えている状況でございます。女性管理職の割合は12%ということで、令和4年度末と同数となっております。

1 つボックスを飛ばしまして、子会社等の概要でございます。一般財団法人4者を統合いたしまして、一般財団法人NHK財団としまして、NHK交響楽団をその財団の子会社としたとしてございます。

最後、下のボックス、その他でございますけれども、中期経営計画、「NHK経営計画（2024－2026年度）」を策定し、その中で令和5年10月に値下げをした受信料の額は堅持する方針が示されてございます。

以上、簡単ですが御報告を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。順番に聞いていきたいと思います。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 ほぼ計画どおりの進捗ということですが、1 ページ目、受信料の支払い件数について、計画比で上回っているということではありますけれども、令和4年度末比では62万件的減少となっています。この減少数について、これまでのトレンドと比べて、変化はありますでしょうか。

○後白放送政策課企画官 契約件数、支払数でございますけれども、令和3年度が4,039万件で令和4年度が4,003万件、令和5年度の実績として3,941万件ということでございまして、減少傾向が続いているという状況です。それはテレビ離れですとか、あるいはコロナの影響もございまして支払い困難世帯というところが少し増えたというところで、このような数字になっている状況かと思っております。

○大久保代理 分かりました。支払い困難者の数は、コロナは明けているものの、大きく増減はしていないという理解でよろしいですか。

○後白放送政策課企画官 細かいところの数字まできちんと把握していないので、どの程度の影響がというところまでは正確に申し上げることは困難なのでございますけれども、まだその影響は残っているのではないかと思います。その中でも先ほど御説明したとおり、営業の改革ということで、デジタルへのシフトであったり取次ぎ業務をほかの団体に委託したりですとか工夫して埋めているところなのかと思ってございます。

○大久保代理 分かりました。

私のほうは以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。受信料のところはなかなか大変だろうと思ってはいるんですけれども、戸別訪問とか巡回訪問からどういう方法に変えられたのかを、もしお分かりだったら教えていただければと思います。

○後白放送政策課企画官 ありがとうございます。幾つかあるんですけれども、1つはデジタルで広告を活用しているといったことですか、あるいは郵便ということで申し上げますと、特別あて所配達郵便、こちらの活用を進めてございます。あと、契約の取次ぎ業務なんですけれども、家電量販店ですとか不動産会社、ガス・電力会社、そういったところと連携しまして、取次ぎ業務を委託しているというようなことで改革を進めている状況でございます。

○長田委員 ありがとうございます。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 御説明ありがとうございました。先ほど大久保会長代理、長田委員

からも御質問のあった３ページの受信料支払い率のところですが、受信料の公平負担の見地から、着実に受信料支払い率が向上していることは望ましいことだと思うのですが、支払い率は、これを拝見しておりますと７８．６％ということで、未納率がそれなりにあるのは依然として課題が残されているのかなと思いました。受信料のさらなる公平負担の徹底に向けて、協会の自主的な努力をお願いしたいところでございます。

１点質問なのですが、以前より受信料支払い率は地方と東名阪で地域格差があることをお聞きしたこともあるのですが、その辺りどうなっているのか確認させていただければと思います。

○後白放送政策課企画官 傾向といたしましては、例えば東京のエリアですと、単身の方がマンションとかで住まわれているようなケースがあって、なかなかそこは契約に結びつかないとか、そういったところもございますし、あと沖縄県は、歴史的な経緯もあって少し低い数字になっているという状況かと思います。

○林委員 ありがとうございます。その辺りも、是正に向けて協会に努力をお願いしたいと思います。

私から以上です。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。同じ項目のところでの質問になりますが、受信料の支払いに関して、法的措置を取っている件が累積では６５３件、年間では５１件前年比プラス１６件で多い数とは言えないかと思いますが、法的措置の対象とする基準ないし方針はどういうものか、受信料の公平負担という観点からお聞きしたいです。これが１点目です。

２点目としまして、法的措置を本格的に開始されたのは昨今だと思うんです

けれども、実際に受信料の回収において法的措置をとることによる具体的な効果はどれぐらい現れていると評価なさっているのかについて、もし協会からお聞きするところがあればお伺いしたいと思っております。

○後白放送政策課企画官　ありがとうございます。まず、方針でございますけれども、NHKの方針といたしましては、まずは公共放送の意義について丁寧に御説明をしていくというところを基本として掲げておりまして、その上で、それでもなお御契約いただけない方につきましては、個別の事情を総合的に勘案いたしまして法的手続を取っていくといった姿勢で臨んでいると伺っているところでございます。

あと、その効果というところは、定量的に申し上げるところは難しいのかなと思ってございます。

○矢嶋委員　御説明ありがとうございます。未契約のところに対しては、基本的には公平に、お支払いしてくださいという御理解を求める中で、個別事情に鑑みてピックアップされているという点をまず理解いたしました。

効果については、訴訟にはコストがかかる場所ではありますので、全体の収支計算に大きく影響を与えるようなコストではないかもしれませんが、引き続き注視できればと思った次第です。ありがとうございました。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

私から1点、有料インターネット活用に関して、収入が58億円で支出が36億円ということで、21億円というかなり利益率が高いサービスだと思います。現状は、コンテンツを送っているだけですが、民法の場合と比較して、この利益率はかなり高い気がいたしますが、これは従来のコンテンツがいいからこういう状況だと理解をしてよろしいでしょうか。というのは、この後、インターネットの業務化とかが出てきたりしたときに、当然民放から見ると、NHKの放送がよりインターネットにいっぱい出てくると、かなり圧力というか、

そういう意識があると思うんです。今回の場合に関しては、多分これは有料インターネットですから、もともとある番組を利用した番組を見たい人がいっぱいいて、もちろんコンテンツ費用もかかるけれども、ある意味では、それほどたくさんのものを、お金をかけてやっているわけではないので、うまく動いているという理解でよろしいでしょうか。

○後白放送政策課企画官　ありがとうございます。そうですね。ここのNHKオンデマンドは、おっしゃるとおり、過去に放送された、いわゆるアーカイブの番組を見られるサービスになってございます。月額で990円、単体での買い切りということも可能になっているものでございます。数字は堅調でございまして、契約数は令和5年度末で342万人ということで、1年で16.6万人増加しているということで、堅調なものになっております。

ただ、その要因がコンテンツの中身にあるかどうかというところについては、なかなか評価が難しいのでございますけれども、月額の料金とかと比較すると、民間のサービスともそんなに料金水準に差もない気もしますので、そうすると、コンテンツというところの違いといいますか、そういうところにも一因はあるんだろうなとは予測はできますけれども、その正確なところまでは把握しておりません。

○笹瀬会長　多分NHKの場合、大河ドラマとか朝のドラマとか、かなり昔から人気があるものがあって、見たいという人が結構いらっしゃるので、そういう意味で、こういうコンテンツの利活用はこれから非常に重要だと思いますので、これはぜひこれから頑張ってください、これが経営にとっていい意味でプラスになっているわけですから、どうぞ頑張ってくださいと思います。

以上です。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件報告事項についてはこれで終了したいと思います。どうもあ

りがとうございました。

（２）放送法の一部を改正する法律（令和６年法律第３６号）の概要

○笹瀬会長 それでは、続きまして、報告事項をもう１件、放送法の一部を改正する法律（令和６年法律第３６号）の概要につきまして、増原放送政策課室長から御説明をよろしく申し上げます。

○増原放送政策課室長 放送政策課の増原でございます。お時間をいただきまして、さきの通常国会で成立をいたしまして、５月２４日に公布いたしました放送法の一部を改正する法律の概要につきまして、今後の諮問に先立ちまして御説明をさせていただくものでございます。電波監理審議会報告資料「放送法の一部を改正する法律の概要」を御覧ください。

ページをおめくりいただきまして、法律の概要について説明したものでございます。改正内容については大きく２点ございますが、先に下の２点目を御説明させていただきますと、２点目の内容としましては、ＮＨＫに対して民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対する協力義務の強化というものを図ってございます。具体的には、ＮＨＫが民間放送事業者から難視聴解消に関して協議の求めがあれば、当該協議に応じることが義務づけられているというものでございます。こちら、施行が法の公布から３月以内の施行となっております。本日この後も本改正に関連しましたＮＨＫの定款変更について諮問をさせていただくことになってございます。

１点目に戻りまして、ＮＨＫのこれまで任意業務として実施してきた放送番組のインターネット配信を必須業務化したというのが法改正の内容となっております。３つ括弧がございますけれども、必須業務の範囲としまして、原則全ての放送番組の同時配信、見逃し配信を行うこと、加えまして、番組関連

情報の配信を行うことを必須業務としたものでございます。

(2) 番組関連情報につきまして、テキスト情報等はやはりNHKから無限定に行われることは、競合する他の事業者への影響等もあるという指摘もある中で、言論報道機関であるNHKの自らの判断と責任において適正に遂行するため、公衆の要望を満たすもの、公衆の生命または身体の安全を確保するもの、民間放送事業者等が行うネット配信等との公正な競争の確保に支障を生じないもの、この3点に適合する業務規程を自ら策定、公表し、そして評価をすることを協会に義務づけているものでございます。

最後に受信契約で、インターネット配信の受信を開始した者につきましては、テレビ等の受信設備と同様に、協会の受信契約の締結義務の対象としているということでございます。このインターネット配信の必須業務化につきましては、法の公布から1年6月を超えない範囲での施行としております。

ページをめくっていただきまして、当該改正を受けまして、今後諮問させていただく省令等について概要を説明させていただければと思っております。現在、放送法施行規則改正案につきましては意見公募をさせていただいております。次年度以降、NHKが必須業務としてインターネット配信を実施するために必要な改正事項を次年度予算の策定に向けて現在準備をしているところでございます。主な内容といたしましては、見逃し配信の期間を定めるもの、番組関連情報配信業務の業務規程の記載事項を定めるもの、インターネット配信に要する費用等を収支予算書等の記載事項とするもの、それから法律上、インターネット配信につきましては、利用者が試しに利用してみる試行的受信を可能としておりますけれども、その際に画面上に試行的受信であることが分かるような表示をする品質制限措置、こちらの内容を規定するものでございます。意見公募が終わりましたら、また次回、電波監理審議会にて御諮問をさせていただきたいと思っております。

ページをめくりまして、番組関連情報の配信業務に係る業務規程の競争評価について御説明をするものでございます。先ほど来触れております番組関連情報の業務規程でございますが、今後、NHKが自ら作成した業務規程を総務省に提出した上で、総務省はその業務規程が公正な競争の確保に適合しているか、学識経験者等の皆様の御意見を伺うといったプロセスがございます。こういったプロセスを通じまして、もし仮にNHKの業務規程がこの3つの要件に適合していないことが明らかであるときには、変更勧告等を実施することができることとなってございます。そのようなことはないように思っておりますけれども、仮にこの場合には、当該変更勧告等につきまして諮問をさせていただくことがあるということでございます。

最後のページでございます。改正法に伴いまして、今後諮問をさせていただく省令等の内容でございます。御説明したもの以外に、上段のほうでありますけれども、インターネット配信に用いる設備の技術的な基準を今後定める予定になっております。それから、下の段のほうにありますけれども、インターネット配信の対象は原則全ての放送番組となっておりますけれども、法の施行時点では、設備の整備などの事情でなおインターネット配信が困難な放送番組が想定されております。そのような番組につきましては、総務大臣が指定をした上で猶予するという制度がございますので、こういった省令等につきまして、今後法の施行までに諮問をさせていただきたいと考えております。

以上となります。お時間ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質疑、御意見等よろしく申し上げます。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。質問ではありませんが、私から1点申し上げます。難視聴解消措置に対するNHKの協力義務の強化はどん

どん進めていただきたいと思います。全体で人口減少、それから若者を中心としたテレビ離れというトレンドはあるものの、やはり放送インフラの重要性は変わらないという中で、適正かつ公正な競争を担保した上で、コスト的にお互い共通化できるものはやっていくというような、そのバランスがこれからますます必要になってくると思います。これは放送に限った話ではなく、インフラ関係においても人口減少等を考えますと、競争分野と非競争分野のバランスをどう取っていくかは日本全体の中で今後非常に重要になってくると思いますので、引き続きその点についてはぜひよろしくお願いします。

私から以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。何か御回答ございますか。

○増原放送政策課室長 御意見ありがとうございます。まさに基幹放送を取り巻く環境が変わる中で、基幹放送の二元体制を維持していくためにNHKは大事なプラットフォームだと思っております。先生御指摘のとおり、公正な競争に支障のない範囲でしっかりと民放と連携していくということをやりたい、そういったことを考えて、今回の法改正になっていると思います。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 5ページの電監審への諮問のところで、当分の間、配信の実施のための準備または検討を要する放送番組って、具体的にはどういうものを指しているのでしょうか。

○増原放送政策課室長 NHKのほうで鋭意、法の施行後、順次可能な限り放送番組を配信するように準備をしていくとなってございますけれども、やはり施行の時点では、衛星放送ですとか、あるいは一部の地方向け番組といったものについてはまだ整備に時間がかかるということで、今後検討しておりますけ

れども、NHKからの来年度、施行の時点での準備状況を確認した上で、そういったものを指定することを想定しております。

○長田委員 ありがとうございます。現在NHKプラスでやっていない高校野球みたいなものは可能になると考えていいんでしょうか。あれ、すごく要望はあると思うんですけども。

○増原放送政策課室長 法律上は全ての放送番組が原則でございますので、そういったものも対象に入ってくるものと政策担当としては思っております。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 御説明どうもありがとうございました。4ページのところで、このスケジュールを拝見しておりますと、我々電波監理審議会に与えられる役割もさらに強化されていると承知しております。我々としてもしっかりと審議できるように十分勉強してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。今後諮問予定となっているところに関連するところで、2ページ目になりますけれども、(2)のところの3つの要件というものを、今後、かなりきちっと見ていかなければいけないところだと思っておりますが、「公衆の要望を満たすもの」というのが、フレーズとしてはやや抽象的かと思っております。具体的に公衆の要望を満たすものというのは、逆に言うと何が満たさないものになるのか、具体例をイメージとして教えていただけますか。また、③の「民間放送事業者等が行うネット配信等との公正な競争の確保に支障を生じないもの」と、こちらにも具体的にはどういうものが支障を生じると想定されているのかを、この文言の理解のために御教示いた

だければと思います。

○増原放送政策課室長　まず、具体的な業務規程ですとか、あるいは具体的な番組関連情報の配信については、NHK内部で検討していると承知していますし、それが適合しているかどうか、まずNHK自ら評価をしてくるものでございますので、その適切性を我々としても確認するのが基本的なプロセスかと思っております。その上で、公衆の要望というのはちょっと抽象的だということなんですけれども、ざっくり言いますと視聴者のニーズだと思っております。例えば単に放送というよりも、図表やグラフ、CG、手話、放送においては限定的にならざるを得ない情報の伝達をインターネットで充実させているかとか、そういった観点が入ってくるものだと思っております。

それから、公正な競争の確保のところも、かなりナイーブなところだと思いますけれども、まさにNHKのほうで、NHKがこういった放送番組の関連情報を配信するときに、市場への影響等、様々調査をした上で検討していくと承知をしております。

○矢嶋委員　御説明ありがとうございます。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

私から1点。4ページ目の変更勧告とか諮問とありますけれども、この図を見ると、検証会議はある意味でかなり短期的につくられていて、しかも1年限りのように見えますが、これは毎年やるものでよろしいですか。というのは逆に言うと、いろんな番組があった場合、もしくは時間がたつにつれて、やはり民放が困るという意見が出てくる可能性もあります。質問の1つ目は、検証会議というのはある意味では、ずっと続くような仕組みをつくれるのか、質問の2つ目は、電波監理審議会は、諮問があったときだけに答えるものなのか、もしくは検証会議で議論された内容の一部報告のようなものもいただけるのかお伺いします。まだ決まってないかもしれませんが、どのように考えられてい

るのかお聞きしたいんですけれども。

○増原放送政策課室長　まさにおっしゃるとおり、後年度の立てつけというところはこれから検討していかなくてはいけないところかと思っておりますけれども、こういった会議体が今回限り、つまり、この３か月で終わってしまって、以後ないかという、法制度上はそうはなっておりませんでして、この評価、最低でも３年ごとなんですけれども、NHKが実施状況の評価をして、またそれを我々に出してくるというプロセスがあります。そのために我々は再度それを確認しなくてはいけないので、そういった繰り返し、NHKの業務規程が、あるいは彼らが実施している番組関連情報の配信が、こういった要件にちゃんと適合しているかを確認していくプロセスは続いていくものだと考えております。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。特に検証して、諮問して、答申する場合に関しては、先ほど林委員の御意見があったように、こちらもある程度、何が問題になっていて、何がどう進んでいるのかが分からないとなかなか諮問できないので、できる限り検証会議であった論点やどういうところが問題になっていたかというのを報告だけでもしていただくと非常に対応しやすいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○増原放送政策課室長　承知いたしました。

○笹瀬会長　ほかに追加の御意見とか御質問よろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは、本報告事項については終了したいと思います。どうもありがとうございました。

諮問事項（情報流通行政局）

(1) 放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可（民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対する日本放送協会の協力義務の強化）

○笹瀬会長 では、よろしくお願いします。

○後白放送政策課企画官 再び放送政策課の後白でございます。諮問第10号でございます。資料に基づきまして、放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可申請について御説明したいと思います。

資料、1ページ目を御覧ください。まず1、諮問の概要でございます。先ほど増原より御説明いたしました放送法の一部を改正する法律の概要のうち、2番目だったと思いますが、民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務の強化、これに係ります法改正の内容をNHKの定款に反映するため、NHKから放送法第18条第2項の規定に基づきまして、6月25日に定款の変更の認可申請があったところでございます。

次に2番、施行期日でございます。改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行するとしてございます。

最後、3番、審査の結果でございます。NHKからの申請の内容につきまして、総務省において審査しました結果、改正法の施行後の放送法の規定に適合していると認められるため、申請のとおり認可することが適当であると認められると考えておりまして、この点について今回諮問をさせていただくものでございます。

2ページ目でございます。こちら、先ほどの改正法の概要ということで増原から説明しましたので、私からの説明は割愛させていただきます。

3ページ目からは具体的なNHKの定款の変更案でございます。右側が現行の規定、左側が変更案となっております。

まず、第4条第4項でございますけれども、改正法によりまして、民放が行う放送難視聴解消措置に対するNHKの協力が努力義務から義務に強化されることを受けまして、NHKの定款につきましては、「必要な協力をするよう努める」から「必要な協力をする」に変更するものとなっております。

次に、第4条第5項、その下でございますけれども、改正法によりまして、NHKは民放から難視聴解消措置に関する具体的な協議の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き協議に応じる義務が新たに規定されるということでございますので、それを踏まえまして、この第5項の規定を新設するものでございます。

その他、項ずれ等の手当てなど必要な変更を行うものでございます。

内容は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。これも順番にお伺いします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。私から特にございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私もこのとおりでいいと思います。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私もこれで結構かと存じますが、1点だけ質問させてください。別紙の定款の中で4条5項、協力の具体的な内容に関する協議の求めがあったときはこれに応じるということですが、具体的な内容については、いわゆるハード面だけでなく、ノウハウなどのソフト面も含めた全般的な協力内容と理解してよろしいのでしょうか。

○後白放送政策課企画官　ハード・ソフト面両方含み得るものだと考えております。

○林委員　承知しました。ありがとうございます。

○笹瀬会長　どうもありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員　内容については賛成しております。1点だけ、協議、義務を定めておりますけれども、協議が調わないときはどのような流れになるのかというところについて御教示いただければと思います。

○後白放送政策課企画官　今回法律で求めていますのは、協議の求めがあったときに協議に応じるという、いわゆる協議応諾義務を規定してございまして、できるだけ真摯に協議に応じていただくというのが法律の趣旨だとは理解しておりますけれども、具体的な協議におきましては、様々、個別具体的な事情があるかと思うので、その中でお互い話し合っていただくということに尽きってしまうのかと思います。

○矢嶋委員　承知しました。基本的にはそのような理解でございましたので。ありがとうございます。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。私から1点だけ。内容はこれでいいと思いますけれども、具体的に施行する期日は3月以内ということなので、8月24日ぐらいですので、予定を大体組まれているという理解でよろしいですか。

○後白放送政策課企画官　はい。おっしゃるとおり、改正法の公布の日から起算して3月を超えない範囲内ということですので、改正法の公布の日が令和6年5月24日であるところ、そこから3月なので、今おっしゃっていただいたとおり、8月24日が期限になってございます。具体的な施行の日は政令で定めるとなっておりますので、本日の諮問の結果も踏まえまして、政令を定め

ていきたいと考えております。

○笹瀬会長 そうすると、今日の諮問の答申の結果で認可ということになった場合、適当だという旨を出したときがある意味では決裁みたいな感じですので、これが終わってから総務省で具体的に決めていただくということでよろしいですね。

○後白放送政策課企画官 そのとおりでございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第10号に関しては、諮問のとおり認可するということが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

以上で、情報流通行政局に関する議事を終了いたします。どうもありがとうございました。職員の方は御退室よろしく申し上げます。

○笹瀬会長 この後は総合通信基盤局の議事に入りますので、職員の方、入ってくるようお願いしてください。

(情報流通行政局職員退室)

(総合通信基盤局職員入室)

○笹瀬会長 どうぞよろしくお願いいたします。会長の笹瀬です。よろしくお願いいたします。

それでは、先日の御異動で着任された方がいらっしゃるとお聞きしていますので、一言ずつ御挨拶をよろしくお願いいたします。

○湯本総合通信基盤局長 7月5日付で総合通信基盤局長に着任いたしました湯本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤移動通信課企画官 同じく7月5日に移動通信課に配属になりました佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田総務課長 同じく 7 月 5 日に総務課長に着任いたしました吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 ほかにいらっしゃいませんか。それでは、よろしくお願いいたします。

諮問事項（総合通信基盤局）

（２）電波法施行規則等の一部を改正する省令案（５Ｇ中継局等の導入及び４．９ＧＨｚ帯における５Ｇの導入等に向けた制度整備）

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたしたいと思います。諮問の第８号の電波法施行規則等の一部を改正する省令案（５Ｇ中継局等の導入及び４．９ＧＨｚ帯における５Ｇの導入等に向けた制度整備）につきまして、小川移動通信課長から御説明よろしくお願いいたします。

○小川移動通信課長 移動通信課長の小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、諮問第８号説明資料に従いまして御説明を申し上げます。

１ ページ目の１の諮問の概要でございますが、第５世代移動通信システム（５Ｇ）につきましては、今後トラフィックの増大が予想されております。このため、全国的な整備や周波数の確保が求められている状況でございます。５Ｇの全国的な整備に当たりましては、５Ｇに用いられております周波数の特性から、屋内を含めた広範囲なエリアに対して効率的にカバーをする手段が求められるということでございまして、情報通信審議会における検討を経まして、令和５年６月、５Ｇ等の利用拡大に向けた中継局及び高出力端末等の技術的条件について一部答申を受けたところでございます。また、周波数の確保に関しまして

は、5 G用の割当て周波数の拡大のため、令和6年3月、同審議会から4.9 GHz帯における第5世代移動通信システムの技術的条件について一部答申をいただいたところでございます。今回の諮問でございますが、これらを踏まえまして制度整備を行うために、電波法施行規則等の一部を改正するものでございます。

2番の改正概要を御覧いただければと思います。その下の丸でございますけれども、5 G中継局等の導入、ページをめくっていただきまして、次の丸、4.9 GHz帯における5 Gの導入、その次の丸でその他の大きく分けて3点でございますが、これらの詳細につきましては次ページ以降で詳細を御説明申し上げます。これらにつきましては、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則等について一部改正を行うものでございます。

3の施行期日でございますが、答申を受けた場合は速やかに関係省令を改正する予定でございます。

4番の意見募集の結果でございますが、意見募集につきましては、本年6月12日から7月22日までの期間において実施をいたしまして、意見の提出が22件ございました。

続きまして、3ページを御覧いただければと思います。まず、5 G用の中継局等の導入でございます。これにつきましては、上の囲みの2番目のポツのところでございますけれども、①から③とございますが、①の陸上移動中継局の導入、②のフェムトセル基地局、小電力レピータの導入、③の端末の高出力化等を可能とするための制度整備を行うものでございます。

このうちの①の陸上移動中継局でございますが、図にございますように、不感地への5 Gエリア拡大を可能とするための中継局でございます。

②のフェムトセル基地局、小電力レピータにつきましては、外部からの電波

が届きづらい建物内部の5Gのエリア化を可能とするということでございまして、この図のとおり、外の電波を中に中継をする、あるいはネットワークを通じて室内をエリア化するものでございます。

③の端末の高出力化につきましては、携帯端末から出る電波を高出力化するということで、携帯端末の通信距離の向上あるいは通信品質の向上を図るものでございます。

4ページを御覧ください。新たに導入しようとする対象のシステムということで、第3世代から第5世代という図になってございますけれども、今回制度化をいたします陸上移動中継局、小電力レピータ、フェムトセル基地局等につきましては、第3世代、第4世代でも制度化をされているものでございまして、今回第5世代について制度化を行うものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。4.9GHz帯における5Gの導入でございまして、4.9GHz帯につきましては、下の周波数の帯を御覧いただければと思いますが、このうちの4,900から5,000と書いてある、ここの100MHz幅の周波数帯のことです。この4.9GHz帯につきましては、周波数再編アクションプランにおきまして、令和7年度末までの5Gへの周波数割当てに向けて、技術的条件を令和5年度内を目途に取りまとめることとしておりました。このため情報通信審議会において御検討いただきまして、本年3月に一部答申をいただいたものでございます。今般これらを踏まえまして、5Gの技術基準を適用する周波数帯に4.9GHz帯を追加するための制度整備を行うというものでございます。

この周波数帯でございますけれども、現在5GHz帯無線アクセスシステムが使用しておりますので、この後御説明がございしますが、周波数の使用期限を規定した上で、移行を行いながら導入を行うこと、それから、隣接の周波数として、無線航行衛星システム、航空用空港面移動通信システムがございしますの

で、これらの共用条件を検討したものでございます。

6 ページを御覧ください。御参考として、共用検討結果の概要をお示ししておりますが、左から3 番目のところ、検討結果のところを御覧いただければと思いますけれども、いずれも隣接システムにつきましては、一定の離隔距離を確保すること、免許人間の干渉調整を行うこと等の条件を満たすことにより共用可能であるという検討結果が得られているところでございます。

続きまして7 ページでございますが、その他の規定の整備ということでございまして、携帯電話の技術規格等を議論しております3 G P Pにおきます最新の標準化動向やビームフォーミング等の新技術の普及に対応するというもので、情報通信審議会の検討を踏まえて所要の規定の整備を行うものでございます。①から③までございますが、①として上りリンクキャリアアグリゲーションにおける最大空中線電力の緩和、②としてS u b 6 帯空中線利得の緩和、③としてデータ変調方式の規定の撤廃等について措置を行うものでございます。

8 ページを御覧ください。8 ページから1 9 ページにかけまして、意見募集の結果についてお示しをしております。意見募集につきましては、意見の提出が2 2 件ございました。いずれもおおむね賛同の意見でございますが、省令案等についての記載内容について一部御意見をいただいております。具体的な規定ぶりや経過措置の記載に関する御意見がございましたけれども、これらにつきましては確認の上、省令案等に反映をさせていただいたところでございます。2 0 ページ以降は参考条文、諮問書、改正案をおつけしておりますが、ここでの御紹介は省略させていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 御説明どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。これも順番にお聞きしてよろしいでしょうか。

では、大久保会長代理、よろしくお願いいたします。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。情報通信審議会からの答申を受けたものでありまして、内容について適正なものだと考えております。私のほうでは特にございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。私からも特にございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も適正な省令改正案だと思います。異存ございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も適切な内容と考えます。特に異存ございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私から2点、確認だけです。1つは、今回導入されるフェムトセルとかレピータ等に関しては、これは第3、第4世代でもあったと思うので、少々違いますけれども、特に大きな技術的な違いはないと理解してよろしいですか。

○小川移動通信課長 その理解で結構でございます。

○笹瀬会長 もう1点、5Gを導入する4.9から5ギガのところですが、移行期間が10年間って結構長いですね。令和18年ということになっていますが、5ページを見ると、新規開設の期限が令和8年3月31日ということで、これはこういうリクエストがあったんでしょうか。というのは、移行に時間がかかるのは分かりますが、これからさらに新規の開設をしたいというリクエストがあったのか、それとも、もともとこれは決まっていたということでしょうか。

○中村電波政策課長 新規開設の期限につきましては、もともとユーザーの

方々の御意見なんかを踏まえてということもございますが、総務省で決めてございます周波数再編アクションプランの中で、令和８年３月末をもって新規は受付を終了しますということを既にアナウンスさせていただいているものでございます。１年ちょっとぐらいの周知期間があればいいのかなと我々も判断をしているところでございます。

○笹瀬会長 質問の意図は、１０年、結構長いですね。多分これまでは１０年もあるものはなかったと思いますが、少し長めに取ったというのは、そういう御要望があったからという理解でよろしいですか。

○中村電波政策課長 １０年の期限については、実は我々、５ＧＨｚ帯を使っているユーザーの方々にアンケートを実施させていただきましたが、約８割の方から１０年ぐらいの移行期間が必要ではないかというようなお答えを頂戴しているところでございます。また、会長からございますとおり、これまでもこういった移行で七、八年かけているものはあるんですが、１０年というものはなかなかございません。今回のこのシステムにつきまして、実は取りまとめをするような業界団体みたいなところがあまりなくて、電気通信事業者、自治体、本当にいろんな方々が使っているということもございまして、少し時間としてはかかるのかなとも見てございます。

○笹瀬会長 分かりました。多分離島を結ぶとか山間部を結ぶとか、国のシステムも一部使っていますよね。そういうことがあって、調整に時間がかかるという理解でよろしいですね。

○中村電波政策課長 はい。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ほかに追加の意見はないようですので、諮問第８号に関しましては諮問のとおり改正することが適当であるという旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございます。

ございました。

(3) 周波数割当計画の一部を変更する告示案(4.9GHz帯における5Gの導入等に向けた制度整備)

○笹瀬会長 続きまして諮問第9号、周波数割当計画の一部を変更する告示案(4.9GHz帯における5Gの導入等に向けた制度整備)につきまして、これは中村電波政策課長から御説明よろしく申し上げます。

○中村電波政策課長 続きまして、電波政策課長の中村から諮問第9号、周波数割当計画の一部を変更する告示案につきまして御説明をさせていただきます。

本件でございますが、先ほど移動通信課から説明のございました諮問第8号のうち4.9GHz帯における5Gの導入と関連するものでございます。告示であります周波数割当計画においても所要の規定の整備を行うという内容でございます。

資料の2ページ目を御覧いただければと思います。まず、4.9GHz帯にTDD方式の5Gを割り当てることができるよう、周波数割当表の周波数の使用に関する条件というところがございますが、ここに赤字で示したとおりの変更をさせていただくとともに、TDD方式の携帯電話の周波数を規定してございます別表10-3というのがございまして、それがこのページの一番下にあるところでございます。この中に「4,900MHzを超え5,000MHz以下」という文言を追加させていただくものでございます。また現在、この周波数帯を使用しております5GHz帯の無線アクセスシステムにつきまして、周波数の使用期限、先ほどございましたとおり、令和18年3月31日までと規定をさせていただくものでございます。

この5GHz帯の無線アクセスシステムにつきまして簡単に補足だけさせて

いただきますと、このシステムは現在、非常に簡単な手続で無線局の開設ができます登録局ということで使われている例が非常に多うございます。特に電気通信事業者が、離島ですとか山間部においてインターネットサービスを提供するとか、あるいは国とか自治体が災害時などの臨時回線という形で使っていたという形でございまして、登録人の数といたしましては大体700者、無線局の数といたしましては約1万3,000局というのが最新の数字となつてございまして、先ほど御説明をしましたとおり、少し移行の調整ですとか、それに時間がかかるのかなということでございまして、令和18年3月末を期限とさせていただければというものでございます。

資料の1ページ目、恐縮ですが、お戻りをいただきまして、3、施行期日についてでございます。答申をいただけましたら速やかに周波数割当計画を変更したいと考えてございます。また、本件に関する意見募集についてですが、先ほどの諮問第8号の省令改正案と同時期に意見募集を行いました。周波数割当計画の一部変更案に関しましては特に意見はなかったという状況でございます。

以上、諮問第9号の御説明でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見よろしく願います。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。適正な変更だと思います。先ほどお話がありましたとおり、今、利用者、関係者が非常に多いということで、周知等々、漏れのないように進めていただきたいと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私からは特にございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 適正な変更だと存じます。異存ございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私からも特にございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。私からも適正だと思いますので、特に意見ございません。それでは、追加の意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、諮問第9号は諮問のとおり変更することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

報告事項（総合通信基盤局）

（3）4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設指針案の意見募集の開始

○笹瀬会長 続きまして、報告事項に移ります。報告事項、4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設指針案の意見募集の開始につきまして、佐藤移動通信企画官から御説明よろしくをお願いします。

○佐藤移動通信企画官 それでは佐藤から、4.9GHz帯における5Gシステム普及のための特定基地局の開設に関する指針案について、この報告資料に基づき御説明させていただきます。先ほどの諮問案件の中で御説明がありましたとおり、4.9GHz帯につきましては、「Sub 6」と呼ばれる周波数帯で

ございまして、総務省の周波数再編アクションプランにおいて、令和7年度末までの5Gへの周波数割当てに向けて検討を進めることとされております。

周波数の利用意向調査を実施したところ、本周波数帯については、携帯事業者から早期の割当ての希望があったことに加えまして、先ほど御説明ありました、本年3月に技術的条件の一部答申をいただいたことも踏まえまして、早期の周波数割当てに向けて、開設指針の策定等の制度的整備を進めることとしたものでございます。なお、本周波数帯につきましては、5GHz帯無線アクセスシステムを利用する既存利用者がおられますため、終了促進措置の対象とすることを想定いたしまして、移行に必要な費用や期間を検討する必要があるというところでございます。こうしたことも踏まえまして、今回の割当ては100MHz幅を1枠、移行期間も含めて認定期間を合計16年と設定をしております。

次のページになります。こちらが4.9GHz帯割当てに関する今後の手続、スケジュールになります。7月2日に本開設指針案を公表いたしまして、8月1日まで意見募集を実施している状況でございます。意見募集の結果を踏まえまして、電波監理審議会に諮問し、答申をいただければ、開設計画の申請受付や審査といったその後の手続を早期に進めていくこととしております。

次のページが審査基準の考え方になります。より多くの人が5Gならではの通信を実感できるようにするため、人口の多いエリアを整備すること、広範なエリアカバーを実現すること、終了促進措置の着実な実施の3点を基本的な考え方としているところでございます。

次のページが絶対審査基準（案）の項目になります。まず、エリア展開につきましては、4.9GHz帯のを4.9GHz帯の割当ての指標とすることといたしまして、その展開率を認定から12年後の年度末までに、全国の高トラフィックエリアの80%以上とすることとしております。

展開率の考え方につきましては、9 ページを御参照いただければと思います。
全国を1 キロメートル掛ける1 キロメートルのメッシュに分割した上で、人口が上位の1 万3,250 メッシュを高トラフィックエリアとしまして、本エリアのカバー率を今回の審査基準としております。従来の右側の5 G 基盤展開率は10 キロメートル掛ける10 キロメートルでしたので、それよりもかなり細かいメッシュとなっておりまして、これを指標に用いることにより、より緻密な基地局の展開が期待されるところでございます。

5 ページに戻ります。早期のエリア展開を目指すという観点から、認定から6 年後の年度末までに全ての都道府県において特定基地局を開設する計画を有することも基準としております。その他の項目につきましては、例えば⑤の特定基地局開設料が年17 億円以上であること、⑥の財務的基礎があること、⑧の既存無線局の移行に伴う終了促進措置に必要な金額である740 億円を確保すること等となっております。

次のページになります。競願になった場合に実施する比較審査の基準案になります。まずエリア展開率がより大きいこと、2 番目に、公平性・競争促進の観点から、これまでのS u b 6 帯の割当ての状況、3 つ目に、終了促進措置に関する計画、特定基地局開設料の金額、最後に不感地対策・災害対策、この5 項目を審査項目といたしまして、それぞれの配点は全て24 点としております。

次のページがそれを詳細にしたものでございます。2 つ目のS u b 6 帯の割当ての状況につきましては、割当て状況について評価結果が全て同点だった場合、S u b 6 帯のトラヒック量を最後の評価項目としております。また、エリア展開の評価項目につきましては、一番下、※印の記載にありますとおり、これまでの5 G 導入開設指針の競願時審査項目のうち、エリア展開に係る項目に関する最終年度の開設計画に未達成がある場合は、今回の審査では最下位とすることとしております。

次のページになります。こちらが比較審査基準の配点方式になります。これまでと同様、等分配点方式としているところがございます。

私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、今の御説明に関しまして、御質問、御意見いかがでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。この後、具体的な審査等々で様々な議論が出てくると思いますが、基本的なことを1つだけ教えてください。先ほど、4.9GHzの展開率のところ、Sub 6とメッシュを細かくした上で、しっかり基地局を開設していく必要があるということかと思いますが、サービスを提供する側のコストは、以前のものと比べて、基地局を細かくやっていく必要があるが故にかなりコストが上がるということなののでしょうか。技術的な点はあまり承知していませんが、数百メートルであるということからすると、かなり細かく行う必要があるということですね。サービス提供者からすると、それはサービス提供に係るコストということで言うと、従来のものと比べるとかなりコストが上がるという理解で宜しいでしょうか。

○佐藤移動通信企画官 一般論として、基地局を細かく打つことになりますので、基地局1局当たりの規模は小さいものになろうかと思いますが、数という意味では多くなるということがございます。ただ、基地局自体の大きさ自体は小さくなるということがございますので、その点との勘案でコストが変わってくるんだろうと思っております。

○大久保代理 分かりました。多分事業者もそのようなことを試算しながら、手を挙げてくると思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員　ありがとうございます。比較審査基準のエリア外人口の解消人数がより大きいことというところでちょっと教えていただきたいんですけど、これ、自治体がいろいろお調べになったものの、認定から6年後ということは、毎年決まって調査をしていただいているということなのかということと、解消人数がより大きいということは、最初は人数がすごく多くて、エリア外の人口が多い社のほうが有利とも読めてしまったんですけども、そういう意味ではないということなんですか。そして、各社の端末がきちんと電波をつかめているということを自治体でどういうふうにして、基準があって、同じルールで調べていらっしゃるのかどうかということを教えていただきたいです。

○小川移動通信課長　移動通信課長でございます。まず、エリア外人口につきましては、各社ごとのエリア外ということではなくて、携帯電話が1社もつながらないところということでございます。不感地域の人口でございますけれども、総務省から各自治体を通じまして、自治体からの回答をいただいております。自治体によって調査の仕方がまちまちなところはございますけれども、基本的には自治体のアンケート調査を基に不感地域を把握しているのが現状でございます。不感地域の調査についてはそういう状況でございます。

○佐藤移動通信企画官　解消人数につきましては、御指摘のとおり、各申請をする事業者から計画を出していただき、それを我々のほうで評価することになります。エリア外人口も、先ほど移動通信課長から説明がありましたとおり、令和4年度末時点で6,000人のみとなっており、かつ各社ともカバー率は極めて高い数字になってきております。そういった観点からすると、発射台が不公平になるのではないかとのご指摘については、必ずしも当たらないものと考えているところでございます。

○長田委員　よく分かったとは申し上げにくいところはあるんですけども、

御説明は承りました。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 終了促進措置についてお伺いしたいと思います。終了促進措置について、その具体的な方策であるとか資金確保に関する計画等について今回審査されるということですが、かつてプラチナバンドにおける終了促進措置、具体的には900MHz帯のときですが、終了促進措置に関する負担可能額の算定に係る評価について、移行費用の負担の考え方であるとか、あるいは移行費用総額について、総務省から外部有識者に評価依頼を行った上で、開設指針案に対する外部有識者からの評価結果について全体を取りまとめたものが公表されていたと理解しているのですが、今回はそういったプロセスは予定されているのでしょうか。

○佐藤移動通信企画官 御指摘の終了促進措置の費用の考え方につきましては、現在、外部有識者の方から評価をいただいているところでございます。その結果については公表していくことになるかと思えます。

○林委員 了解しました。ありがとうございます。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

矢嶋委員、よろしくお願いします。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。私も今同じところを質問申し上げようかと思っていました。この740億円という試算は恐らく有識者の方の検証を受けているものと思いますが、どこから出てきている数値なのでしょうか。もう1点、この740億円は、開設の審査を受ける時点、ないしは申請をする時点ではなく、令和7年から令和17年までの移行の実際具体的なスケジュールの中で拋出されていくことになるかと理解していますが、実際に拋出を求められる時期、つまりどの時点を想定して審査すればよいのかについて教えていた

だけだと思います。基礎的な質問ですみません。

○佐藤移動通信企画官 まず、終了促進措置の算定費用の基本的な考え方に関する御質問ですが、こちらは既存の免許人に対するアンケートを行いまして、移行を希望するシステムについて回答を取り、その移行先のシステムごとにモデル費用を我々で算出をして、それを足し上げたということで、その結果740億円という数字となっているところでございます。簡単に説明するとこういう考え方になります。

740億円という数字ですが、まさに最終的に移行した結果としてかかる費用でございまして、移行が終了した時点での金額というのが基本的な考え方になります。ただ実際には、民民で調整をしながら移行を進めていくことになりますので、その金額につきましては、あくまでこれは財務的基礎を見るという観点から設定したものであり、実際には民民の調整に基づく結果が最終的な費用になるということでございます。

○矢嶋委員 分かりました。それは、あくまで財務基盤で見ることであって、実際どの時点で幾らというような硬直化されたものではないと理解いたしました。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私から1点だけ。多分4.9GHz帯の展開率がこれまでのSub 6とは違う展開率になっていますね。Sub 6帯ですから電波が数百メートルしか飛ばないので、直径にすると1キロ弱ぐらいでうまくカバーできるという理解はよく分かりますが、この場合、ほかのSub 6を割り当てた場合に比べて、この4.9GHzの展開率はちょっと厳しいという理解でよろしいですか。というのは、確かに1万3,250平方キロメートルあって、それを割るとなると、1キロメートルx1キロメートルというのは結構微妙な範囲で、例えば公園があるとか空き地があつたりして、そこにはほとんど人がいなかったりするというところまで電波がカバーできればいいんで

すけれども、人口集中地区であっても、そこには必ず人がたくさんいるという保証はあるのでしょうか。逆に言うと、基地局から見れば、確かにたくさん打つのは大変なんですけれども、同じ S u b 6 帯の周波数があつた場合は、片方だけ使って片方の基地局はスリープモードで寝かせる、電波を出さないということも可能なわけですね。実際今、基地局なんかでも富士通も N E C も、電力消費を抑えるために、人が少ない場合は電力を切るということが結構スタンダードアローンなんか起こりかけているので、そういうことも含めて、展開率というのは基地局があるという理解でよろしいんですね。

○佐藤移動通信企画官 そのとおりでございます。補足しますと、1万3,250メッシュとしたのは、統計局では人口集中区域という概念がございまして、この区域の面積を合計すると1万3,250平方キロメートルになります。その考え方を基に、今回同様の区域を高トラヒックエリアとして定義をしまして、そこに基地局を打っていくことを指針の中に設けているということでございます。こちらにつきましては、先般、電波政策懇談会の下に設置をしましたワーキンググループの中で、S u b 6 展開率を全国の高トラヒックエリアの80%以上とするという目標が設定されたことを踏まえまして、この開設指針についても同様の項目を設けたところでございます。

○笹瀬会長 分かりました。今ちょうど意見募集中ですから、どういう意見が出てくるかによって、例えばこの数がかなり、1キロがきついか基準がかなり厳しいとか、場合によっては負担金が高過ぎるとか、いろんな意見が出てくる可能性があるわけですね。という理解でよろしいですか。

○佐藤移動通信企画官 はい。まさにこの開設指針は8月1日まで意見募集中でございますので、そうした意見募集でいただいた御意見も踏まえまして引き続き検討してまいりたいと思います。

○笹瀬会長 分かりました。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょう

か。そうしたら、これに関しましては、これで報告事項として終了したいと思います。どうもありがとうございました。

次は有効利用評価の審議に入りますので、出席されない職員の方は御退室よろしくをお願いします。

(総合通信基盤局職員(一部)退室)

審議事項(有効利用評価部会)

(1) 令和5年度電波の利用状況調査(各種無線システム・714MHz超の周波数帯)に係る電波の有効利用の程度の評価結果案に対する意見募集の結果

○笹瀬会長 それでは、再開したいと思います。本日は審議会より総務省総合通信基盤局の同席を求めておりまして、湯本総合通信基盤局長、荻原電波部長、中村電波政策課長、中川重要無線室長に同席をいただいております。私から指名した場合、もしくは各委員から求めがあった場合に関しては、総務省から補足説明をしていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度電波の利用状況調査(各種無線システム・714MHz超の周波数帯)に係る電波の有効利用の程度の評価結果案に対する意見募集の結果について審議を行いたいと思います。この評価結果案に関しましては、6月6日木曜日から7月5日金曜日まで1か月間意見募集を行いまして、提出された意見の取りまとめ及び意見に対する当審議会の考え方の案の作成につきまして部会において対応いただいております。ということで、林部会長から御説明よろしくお願いいたします。

○林委員 有効利用評価部会長の林でございます。審議資料(1)の資料1を御覧いただければと思います。各種無線システムの714MHz超の周波数帯

に係る評価結果案につきましては、意見募集の結果、計５件、内訳といたしましては、法人・団体等からは４件、個人からは１件の意見の提出がございました。下の表に提出された意見及び電波監理審議会の考え方の案についてお示しをしております。

考え方の案につきましては、７月２４日開催の部会において検討を行ったものでございますが、ナンバー５に示す意見を踏まえまして、評価結果案の一部の修正を行っております。その他の御意見は案の修正を要するものではなかったとしておりますけれども、御意見の内容と考え方（案）の内容について御説明の上、御審議をお願いしたいと思います。説明は事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○宮良幹事 部会事務局の宮良でございます。それでは、御意見の内容及び電波監理審議会の考え方（案）につきまして、ポイントを絞りながら御説明申し上げます。

表を御覧ください。ナンバー１のＫＤＤＩからの御意見でございます。こちらの御意見は、重点調査対象のうち２６ＧＨｚ帯のＦＷＡに係る評価への御意見です。御意見の内容の前段でございますけれども、内容といたしましては、２６ＧＨｚ帯の５Ｇへの割当ての検討においては、令和８年度以降を視野に入れた割当て時期の検討を希望するといったような旨、後段の「また」以降の部分でございますが、こちらは既存システムである２６ＧＨｚ帯への移行が検討される場合においては十分な移行期間の確保が必要であるとともに、移行費用の負担が既存事業者の不利益とならないよう配慮願いますといった御意見でございます。

電波監理審議会の考え方（案）の欄でございますが、前段につきましては、本評価結果案中の１３、１４ページ目の２６ＧＨｚ帯ＦＷＡに係る評価における記載を引用しておりまして、「２６ＧＨｚ帯については、引き続き総務省にお

いて5Gへの割当て及び26GHz帯全体の周波数利用方策に係る検討を推進していくことが適当である」などと評価していること、後段につきましては、「いただいた26GHz帯の5Gへの割当て時期、26GHz帯FWAの移行を行う場合の移行期間や費用負担の在り方に関する御意見については、総務省における今後の検討に当たって参考としていただきたいと思います」としてございます。

次の2ページ目のナンバー2、UQからの御意見の内容といたしましては、先ほどのKDDIの後段の御意見と同様な御意見ですので、考え方（案）も同様としてございます。

続いて、ナンバー3のKDDIからの御意見です。こちらの御意見は、重点調査対象のうち40GHz帯映像FPUに係る評価への御意見です。御意見の内容は、40GHz帯の5Gへの割当て検討において、こちらも先ほど26GHz帯と同様、令和8年度以降を視野に入れた割当て時期の検討を希望する、といった御意見でございます。考え方（案）でございますが、こちらもナンバー1の26GHz帯と同様ですが、前段は、本評価結果案の40GHz帯映像FPUに係る評価を記載しておりまして、後段につきましては、「いただいた40GHz帯の5Gへの割当て時期に関する御意見については、総務省における今後の検討に当たって参考としていただきたいと思います」としてございます。

続きましてナンバー4、自然科学研究機構国立天文台電波天文周波数委員会からの御意見です。御意見の内容でございますが、1行目からになりますけれども、有効利用の程度が評価される対象は電波の発信システムのみ、いわゆる電波を発射するシステムであり、受信業務のみを行っている電波天文は対象外となっている。「また」といたしまして、評価結果案において電波天文への分配が明記されている周波数帯以外でも分配されている帯域は多くあり、日本国内でも盛んに観測が行われているといったような御意見。2段落目の御意見につ

きましては、有効利用の程度を評価するに当たって受動業務が利用している帯域が多くあることを考慮し、電波を発射する免許人や無線局の数、増減のみを根拠に評価しないようお願いしたいという御意見です。次の段落、3ページ目でございますが、「また」といたしまして、次年度以降の周波数再編アクションプランを検討する際、既存の受動業務への有害干渉が生じないよう配慮いただきたいといった御意見でございます。

前のページの考え方（案）でございますが、「本案は」といたしまして、各種無線システム・714MHz超の周波数帯に係る調査結果に基づき評価を行ったものとしております。また、「いただいた御意見にあるとおり」といたしまして、電波法令上におきましては、電波天文業務などの受信のみを目的とする受信設備は調査の対象外となつてございますので、「帯域ごとの受信設備の数やその増減等の詳細な利用状況が明らかではないことから、当該利用状況を踏まえた評価は行っていないものです」としてございます。「また」以降の周波数再編アクションに関する御意見については、総務省における今後の検討に当たつての参考としていただきたいとの考え方としてございます。

3ページ目、ナンバー5、一般財団法人移動無線センターからの御意見を御覧いただければと思います。御意見の内容といたしましては、当財団が提供する高度MCA陸上移動通信の中継サービス、いわゆるMCAアドバンスは、利用局数が当初の想定を大幅に下回っており、今後、長期安定的なサービスの提供は困難との判断で、2027年3月31日をもってMCAアドバンスを終了することを本年7月1日に公表したという御意見でございます。

考え方（案）でございますが、こちら、「いただいたご意見を踏まえ、本案中、次に示す下線部を修正します」としてございます。このページにおきましては、評価結果案の27ページ目の修正前と修正後の内容を記載してございます。修正前の「総務省は」の後の括弧書きの内容につきましては、部会におきまして、

総務省側へ確認が行われた内容を記載した部分でございます。こちらは、明確化のため、修正後の欄のアンダーライン部分でございますが、時点として令和6年4月時点という点と、800MHz帯MCA陸上移動通信についての部分を明確化のため追記してございます。また、かぎ括弧の後は過去形としてございます。

また、修正後の2段落目でございますけれども、こちら、「その後」といたしまして、「令和6年7月1日、陸上移動中継局の免許人より、令和9年3月末に900MHz帯高度MCA陸上移動通信のサービスを終了する旨の発表が行われた」といたしまして、意見にあるMCAアドバンスにつきましては、こちらは900MHz帯高度MCAと調査結果及び評価結果では記載してございますので、このサービスを終了する旨の発表が行われたとの1文を事実関係として追記してございます。

次のページを御覧ください。評価結果案の2か所目、31ページ目の評価の部分の修正点でございます。修正前におきましては、800MHz帯MCAについて、引き続き900MHz帯高度MCAへ移行を促進することといった記載をしてございました。提出された御意見では、繰り返しになりますけれども、MCAアドバンスである900MHz帯高度MCAが終了する、つまり、修正前で推進していた移行先もサービスを終了するといった御意見でございますことから、修正後におきましては、4行目後半からですが、この記載は削除いたしまして、「また」として、900MHz帯高度MCAは令和9年3月末のサービス終了が発表されたが、令和5年度調査時点でユーザー側の免許人が170者、無線局が約5,000局存在するといった点を追記いたしまして、また、「こうした状況に鑑み」として、サービス終了に向け、陸上移動中継局の免許人と連携して、代替可能なシステムへの移行などについて、ユーザーに対して丁寧な周知・広報に努めることとしてございます。

修正後の「更に」の部分でございますが、こちらの内容は、サービス終了後に空く周波数帯の利用に係る記載でございますけれども、上り回線という部分につきましては、明確化のため、その前にアンダーライン部分、「800MHz帯MCA陸上移動通信の」という文言を追記いたしまして、また、「及び」として「900MHz帯高度MCA陸上移動通信」の文言を追加しております。これらに利用されている帯域については、代替可能なシステムへの移行の状況や需要の動向を注視しつつ、新たな電波利用システムの導入可能性を含め周波数の活用方策を検討していくことといった修正後の内容としてございます。

次の5ページ目を御覧ください。ナンバー6、KDDIからの御意見でございます。御意見の前段につきましては、周波数再編アクションプランにおいて、「移动通信システムの導入の可能性について検討する」とされているところ、既存衛星通信システムの高度化システムへの移行開始時期などが評価結果案に記載されたことは、関係者への情報共有に向けた取組と考えますという御意見です。なお、この既存衛星通信システムにつきましては、これはNTTドコモがサービス提供しているN-S-TARの衛星通信システムでございますが、こちらは、評価結果案におきまして、高度化システムが昨年10月にサービスを開始し、既存システムから高度化システムへの移行が進められているといった記載がございますので、これに対する御意見かと考えております。

御意見の後段につきましては、「そのうえで」として、引き続き共用条件などの詳細情報が調査検討会等の場において共有されることを希望するといったような御意見でございます。考え方（案）といたしましては、前段は賛同意見として承り、後段につきましては、今後の総務省における検討に当たっての参考としていただきたいとしてございます。

続きましてナンバー7、KDDIからの御意見は、4.9GHz帯の5Gへの割当てに関する内容でございます。ポイントといたしましては、下から3行目

でございますけれども、既存の 5 GHz 帯無線アクセスシステムについては、光ファイバーなども代替手段となることも考えられるため、既存システムの移行・代替措置については、費用や期間も考慮した上で、新たな免許人と協議が必要といったような御意見でございます。

考え方（案）につきましては、評価結果案の 57 ページ目の評価の内容を記載してございますけれども、かぎ括弧の真ん中辺りでございますが、「引き続き」といたしまして、「免許人に対し移行先候補の丁寧な周知・広報に努めるとともに、移行に要する期間の検討を行った上で、終了促進措置の適用による 5 G への割当てを検討していくこと」としてございます。後段部分は、「いただいた 5 GHz 帯無線アクセスシステムの移行・代替に関する費用や期間に関する御意見については、総務省における今後の検討に当たって参考としていただきたい」としてございます。

続いてナンバー 8、UQ からの御意見は KDDI からの御意見と同様ですので、考え方（案）も同様としてございます。

最後の 6 ページ目を御覧ください。ナンバー 9、KDDI からの御意見でございます。6 GHz 帯における無線 LAN の検討に係る部分の御意見でございます。内容といたしましては、7,025 から 7,125 MHz が WRC-23 におきまして IMT 特定、いわゆる携帯電話向けに特定されたことを踏まえ、評価結果案において、国内の携帯電話事業者や既存の無線局の免許人等の意向や今後の国際動向を踏まえて検討を進めていくとした考え方に賛同するといった御意見でございます。考え方（案）といたしましては、賛同意見として承っております。

最後のナンバー 10 の個人からの御意見につきましては、プラチナバンドの割当てに関する御意見であることから、考え方（案）につきましては本意見募集の対象外としてございます。

説明が長くなりまして恐縮ですが、以上でございます。林部会長へお返しいたします。

○林委員 ありがとうございます。部会からの説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御意見等でございますでしょうか。

大久保会長代理、よろしいでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。大変詳細な検討をいただきまして感謝申し上げます。国立天文台の方からのご意見について、国立天文台さんとしても受信のみではあるが相応に利用しているということで出てきたもので、回答としては「今後の検討とさせていただきます」というものになるのかなと思いますが、調査の目的がそのようなことについてではないと明確にお答えすることは難しいのでしょうか。調査の名称が、「電波の利用状況調査」という一般的な名称の調査となっていることもあり、出てきた御意見かと思います。実際、受信だけのものを調査するということが自体が困難だと思いますし、また、そもそも利用状況調査をしている目的というところからしても、ここはまさにその対象となっていないということを、明確にお伝えすることが可能なのかどうか。このような意見募集に対する答え方としては、そこまでストレートに言うことが難しいのかどうか、もしお答え可能であればコメントをいただきたいと思います。

○宮良幹事 事務局でございます。御指摘ありがとうございます。基本的に御指摘の点につきましては、考え方（案）の前段部分、いただいた御意見にあるとおりという部分でございますが、電波法令上は調査の対象外となっていることから、当該利用状況を踏まえた評価を行っていないといったところは、現状は調査の中で実際に受信設備の数といった利用状況が明らかではないので、評

価は難しいといったお答えにしているという状況でございます。調査の部分になってしまいますけれども、衛星の受信は例えば放送関係で受信をしているものもございますので、そういった数を明確に把握するのは実際には難しい部分はあるかと考えております。

お答えになっているかどうかでございますが、以上でございます。

○大久保代理 分かりました。実際、この調査の目的とは違うということだと思います。従って、最後のこの3行の部分は基本的には、その手前のところでもうそういうことですよと言い切っているという理解ですね。

○吉田総務課長 補足させていただきます。今説明がありましたけれども、2段落目のところ、そこで今御指摘いただいた点につきましては回答しているという趣旨でございます。

○大久保代理 分かりました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 今の御説明を伺って大分分かって、大分でもないですけど、分かりました。本当に丁寧に対応していただいていることはよく分かりました。特にございませぬ。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も、意見に対する考え方（案）については賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。私からも特に意見はございません。部会でよくやっただいただいていると思いますので、どうもありがとうございました。

林委員、何か補足で説明ございますか。

○林委員 特にございませぬ。また、親会たる電波監理審議会の御指導をいただきながら、有効利用評価をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、以上に関しまして、令和５年度の電波の利用状況調査、７１４MHz超の各種無線システムの電波の有効利用の程度の評価結果案につきましては議案どおりということで、意見募集に対する当審議会の考え方についても原案どおりとして、本評価結果につきましては資料のとおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。

決定しました本評価結果につきましては、電波法第２６条３第４項に基づきまして総務大臣に報告するとともに、本評価結果及び意見募集への提出意見に対する当審議会の考え方につきましては、本審議会終了後に公表したいと思います。公表の仕方に関しましては、事務局で御対応よろしくお願いします。

また、林委員におかれましては、部会における案の整理等、どうもありがとうございました。また、委員の皆様に関してもいろんな御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。それでは、本審議事項についてはこれで終了したいと思います。どうもありがとうございます。

（２）令和５年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果案に対する意見募集の結果

○笹瀬会長 続きまして、同じく審議事項で、令和５年度電波の利用状況調査、今度は公共業務用無線局に係る電波の有効利用の程度の評価案につきまして意見募集を行ったその結果について審議を行いたいと思います。本評価結果案に関しましても、先ほど同様に６月６日から７月５日までの１か月間意見募集を行いまして、提出された意見の取りまとめ及び意見に対する当審議会の考え方につきまして案を作成していただきましたので、部会において御対応いただきました。どうもありがとうございます。

それでは、これも林部会長から説明をよろしく申し上げます。

○林委員 審議事項（２）の資料１を御覧いただければと思います。公共業務用無線局に係る評価結果案につきまして、意見募集の結果、計５件、内訳といたしましては、法人１件、個人４件の意見の提出がございました。電波監理審議会の考え方の案につきましては、こちら７月２４日開催の部会において検討を行ったものでございます。全体といたしましては、評価結果案の修正を要する意見はなかったとしておりますけれども、本件も御審議をお願いしたいと存じます。

意見の内容及び考え方（案）の説明は、これも事務局からお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○宮良幹事 事務局でございます。それでは、御説明申し上げます。表のナンバー１、ソフトバンクからの御意見でございます。御意見の内容といたしましては、「デジタル化の推進について」として、御意見は、前段、中段、後段がございますけれども、前段部分については、電波の利用状況調査に係るような取組は有意義と考える旨、中段につきましては、公共業務用無線局のデジタル化などの進捗状況等について、本評価結果案にも記載のとおり、システムの廃止等々の取組が一定程度進捗しており、引き続きこれらの取組を着実に進めていくことが重要と考えるという御意見でございます。後段のなお書きの御意見でございますが、これらの取組をより加速化させていく観点からは、本案に記載のデジタル化等が何％進捗しているかなど、進捗度合いの定量的な見える化を実施することと併せて、移行等に関する期限を設定し、その期限に対する進捗率を評価することも効果的であると考えます、こういった御意見でございます。

電波監理審議会の考え方（案）でございますけれども、前段及び中段の御意見につきましては「賛同意見として承ります」としてございます。また、後段のなお書きの御意見につきましては、「移行等に関する期限の設定については、

総務省において検討されるものと考えますが、評価の在り方については、いただいたご意見も参考にしつつ、適時適切に検討を行ってまいります」としてございます。

ナンバー 2、個人からの御意見です。御意見の冒頭でございますが、「2－2（2）及び3－2（2）」という記載がございまして、次の 2 ページ目の 1 行目の後半辺りでございますけれども、既に報告書で方向性が決まっているのであれば、なぜその方向性に向けて速やかな取組を進めないのかという問いを立てて検討を進めるべきなどといった御意見でございます。

前のページに戻ってしまつて恐縮ですが、考え方（案）といたしましては、本案は、公共業務用無線局に係る電波の利用状況の調査結果に基づき、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書における電波利用システムごとの廃止等々の取組の方向性に沿って、関係府省庁における令和 5 年度の進捗状況等を確認し、評価を行ったものですとしてございます。なお書きにおきまして、御意見にあります 2－2（2）、こちら、5 GHz 帯無線アクセスシステムでは、廃止に向け関係府省庁は代替可能システムを検討予定であること、また、3－2（2）、公共業務用テレメータに係るシステムにつきましては、本システムを順次廃止し、特定小電力無線局への代替が進展していることを確認しておりますとしてございます。

続いてナンバー 3 及びナンバー 4 につきましては、プラチナバンドの割当てに関する御意見、また、最後のナンバー 5 につきましては、無線従事者の資格に関する御意見ですので、いずれも考え方（案）につきましては本意見募集の対象外としてございます。

簡単ではございますが、説明は以上になります。林部会長へお返しいたします。

○林委員 これも部会からの説明は以上でございます。よろしく御審議のほど

お願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見をよろしくお願いします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。私のほうから特にございません。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私からもございません。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 意見に対する適切な考え方（案）だと思っております。賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私からも特に意見ございません。強いて言えば、多少遅れているところに関しては、総務省のほうからフィードバックというか、もうちょっと頑張ってということを一言言っていただければありがたいと思います。

以上です。

林部会長、ほかによろしいですか。

○林委員 特にありません。

○笹瀬会長 それでは、本件に関してはこれでいいということで、令和5年度の電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果及び意見募集への提出意見に対する当審議会の考え方につきましては議案どおりということにしまして、本評価結果につきましては資料のとおり決定したいと思います。

また、決定しました本評価結果につきましては、電波法第26条の3第4項に基づきまして総務大臣に報告するとともに、本評価結果及び意見募集への提出意見に対する当審議会の考え方につきましては、本審議会終了後に公表したいと思います。公表の仕方に関しましては、事務局で対応をよろしくお願いします。

林委員におかれましては、これに関しても整理等、どうもありがとうございました。また、皆様も闊達な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、本審議事項についてはこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。事務局の皆さんもどうもありがとうございました。

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了したいと思いますけれども、答申書及び評価結果報告書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛てに提出してください。

次回の定例会の開催は、令和6年8月27日火曜日の10時から、今度はウェブ開催ということでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議회를これにて閉会といたします。どうもありがとうございました。